

空き家の所有者の皆さまへ

空き家の解体費用に対する一部助成制度

空き家の解体工事費の一部を市が助成します。

対象空き家 市内にある空き家で、次のすべてに該当するもの。

- ・昭和56年5月31日以前に着工された住宅（戸建住宅・併用住宅）
- ・不動産業者等が営利目的で所有している住宅でないこと
- ・所有権以外の権利が登記されていないこと
- ・次のいずれかの状態にあること
 - ア 倒壊等のおそれがあること（解体工事費の1/2、上限50万円）
 - イ 老朽化が進行し、修繕が困難であること（解体工事費の1/2、上限25万円）
- ・公共事業等の補償の対象となっていないこと



とち介

対象者 解体工事を実施しようとする者で、次のすべてに該当するもの。

- ・空き家の所有者又は相続人であること（共有の場合、所有者全員の同意が必要。）
- ・栃木市税を滞納していないこと
- ・栃木市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員でないこと

対象工事 建設業法の許可又は建設リサイクル法の登録を受けた業者に請け負わせる工事。ただし、次のいずれかに該当するものは除きます。

- ・空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく勧告を受けている場合
- ・補助金交付決定前に着手したもの（緊急のため事前に届け出た場合を除く。）
- ・他の制度による補助金の交付を受けようとするもの
- ・空き家の一部のみを解体するもの
- ・舗装・浄化槽等の地下埋設物等を解体するもの

（注）これは再利用できない空き家を解体し、敷地を有効活用することを目的とした制度です。自宅の敷地内にある離れ・納屋・倉庫等を解体する場合や利用可能な空き家を解体する場合など対象とならない場合がありますので、まずは建築住宅課へご相談ください。



解体



活用



【空き家解体費補助金のお手続きについて】

1. 市職員による現地調査

所有者等の立会いの下、建物の内部（雨漏り、床の腐食等）及び外観（外壁の剥落、雨樋の欠損、屋根材の飛散等）の不良度並びに住宅として利用されていたこと（キッチン、風呂、トイレ等の状況）を確認させていただきます。



2. 補助金申請書の提出

補助金の対象となる場合は、添付書類と併せて申請書を提出してください。
提出書類の詳細については、次ページ以降をご覧ください。



3. 交付決定通知書の送付

補助金申請書類の審査の結果、補助金の交付が決定した場合には交付決定通知書を送付いたします。なお、申請後、2週間前後時間がかかります。



4. 解体工事の着手

交付決定通知書の交付を受けた日から60日以内に工事に着手してください。
原則として交付決定前の着手は認められません。



5. 実績報告書等の提出

解体工事完了後、解体工事業者へ工事代金のお支払いを済ませていただき、領収書のコピーと工事完了後の写真を添付して、実績報告書を提出してください。
請求関係の書類も併せて提出願います。（書類は交付決定通知書と一緒に送付いたします。）



6. 補助金のお振込み

実績報告書及び請求書の提出からおよそ3週間前後で補助金が指定口座へ振込みになります。通帳を記帳いただきご確認をお願いいたします。

申請締切 令和8年12月18日（金）

※締切日以降の申請についてはご相談ください。

※補助金については予算の範囲内で交付いたします。

※年度内に実績報告書等の提出ができるものに限らせていただきます。

【空き家解体費補助金の提出書類について】

1. 申請書

日付（提出日）、住所、氏名、連絡先をご記入ください。金額は記入不要です。

2. 位置図

空き家の場所が分かる地図を添付願います。ご用意できない場合はこちらで準備します。

3. 現況写真

空き家の状況が分かる写真を添付願います。ご用意できない場合はこちらで準備します。

4. 見積書

解体工事業者へ見積りを依頼して見積書を提出してください。見積書と一緒にできるだけ詳しい工事内容が分かる内訳書、明細書等を作成いただくよう解体工事業者へお伝えください。

また、解体工事業者が「建設業法の許可」または「建設リサイクル法の登録」を受けた業者であることをよく確認してください。なお、必要に応じて解体工事業者の「建設業法の許可通知書」または「建設リサイクル法の登録通知書」のコピーを添付していただく場合がありますのでご了承ください。

5. 市税完納証明書

申請者となる方の栃木市税の完納証明書を本庁税務課または各総合支所地域づくり推進課で取得してください。

6. 登記事項証明書（未登記の場合は家屋評価証明書）

所有者としてどなたの名義になっているか、また、抵当権等、所有権以外の権利がないかを確認する必要がありますので、法務局で登記事項証明書を取得してください。

なお、登記していない建物の場合は固定資産税の家屋評価証明書を本庁税務課または各総合支所地域づくり推進課で取得してください。

【裏面へ続く】

7. 申請者と所有者の関係が確認できるもの

本人申請の場合は本人確認のため身分証明書（運転免許証、健康保険証等）のコピーを添付してください。

所有者が死亡していて、その相続人が補助金の申請をする場合には、戸籍（除籍）謄本など、亡くなった所有者と申請者が相続関係にあることが確認できる書類を提出してください。基本的には、①亡くなった所有者の除籍謄本（所有者の死亡が確認できるもの）、②申請者の戸籍謄本になります。

なお、戸籍関係の書類については、本庁市民生活課または各総合支所地域づくり推進課で取得してください。

8. その他

- ①補助対象空き家が共有名義の場合は、所有者全員の同意書を提出してください。
- ②親族の方が代理で申請手続きを行う場合は、所定の委任状 及び 委任者と受任者の関係性が確認できる書類（戸籍謄本や世帯全員の住民票など）を提出してください。この場合、申請から請求まですべて代理人の名前で手続きを行うこととなります。
- ③相続人全員の同意を得て相続人を代表して解体する場合は、その旨を申し出いただく申述書を提出してください。

お問い合わせ先

328-8686 栃木市万町9番25号

栃木市役所 都市建設部 建築住宅課 空き家・住宅政策係

（本庁舎3階3C-2窓口）

TEL：0282（21）2452

FAX：0282（21）2676